

	当初事務局案	第3回審議会前	素案その2
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人 (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体 (3) 不当な差別 人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人 (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体 (3) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、性別、被差別部落出身、性的指向、性自認、年齢、障害、感染症等の疾病等、職業等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。 (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (3) 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別をいう。 (4) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。
第3条 (基本理念)	人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。	人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、不当な差別を許さず全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。	人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという「人権尊重」を基本的な考え方とし、すべての人の人権が尊重される社会を実現することを目指して取り組まなければならない。
第4条 (不当な差別の禁止)	何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。	同左	題名を「人権侵害行為の禁止」に変更 同左